

# 大阪市

## 市有地を活用した保育所の 設置・運営法人の募集

### 《 募集要項 》

- 【募集施設】 認可保育所（0-5歳）  
【募集地】 大正区三軒家西1丁目  
【開設期限】 平成31年4月まで

平成29年9月

大阪市こども青少年局  
保育施策部保育企画課

# 目 次

1. 募集の趣旨	2
2. 募集にあたっての注意事項	2
3. 貸付予定地の概要	2
4. 事業の実施条件	2
5. 応募資格	4
6. 設置・運営の条件	5
(1) 保育所の設置にかかる条件	
(2) 保育所の運営にかかる条件等	
7. 整備にかかる補助金	7
8. 欠格事項	8
9. 失格事項	8
10. 応募手続き	8
(1) 募集要項の配布	
(2) 応募相談について	
(3) 現地見学について	
(4) 応募にかかる事前登録	
(5) 応募書類の受付期間	
(6) 応募書類にかかる留意事項	
11. 法人の選定	11
(1) 法人の選定について	
(2) 審査会及び選定方法について	
(3) 審査項目	
12. 応募費用について	12
13. 法人の選定結果について	12
14. 法人選定までのスケジュール	13
15. (参考) 位置図	13
<b>質問票</b> 大阪市保育施設等設置・運営事業者募集(大正区三軒家西)	14

## 1. 募集の趣旨

大阪市では、増加する多様な地域の保育ニーズに対応するため、認可保育所や認定こども園の整備、地域型保育事業の実施などにより入所枠の拡充を図っております。

このたび、待機児童解消をめざした特別対策の取り組みの一つとして、本市が指定する市有地を保育所用途で借り受けて、認可保育所を設置し、運営していただく法人（以下「法人」といいます。）を募集します。

## 2. 募集にあたっての注意事項

- (1) 事情により本募集要項の内容が変更となる場合がありますので、ホームページや問い合わせ等により、最新の状況を確認するようにしてください。
- (2) 本募集要項の定義などは、大阪市の解釈によるものとします。
- (3) 保育所の設置・運営にあたっては、施設利用者はもとより、地域住民の方々に配慮し、法人自身の責任において誠意をもって対応してください。
- (4) ご質問がありましたら、14ページの「質問票」に記入し、FAXで送信してください。原則として、個別には回答しませんが、同種の質問と合わせて、大阪市ホームページ上で回答します。なお、個別の内容につきましては、応募相談をお申し込みください。

## 3. 貸付予定地の概要

大正区三軒家西保育所用地

所 在	大阪市大正区三軒家西 1 丁目 95 番 2 内
貸付面積	635.72 m <sup>2</sup>
用途地域	商業地域
防火地域	準防火地域
建ぺい率	80%
容 積 率	400%
そ の 他	「4 (2) 才特記事項」参照

## 4. 事業の実施条件

次のとおり、「3. 貸付予定地の概要」記載の市有地（以下「本件市有地」といいます。）を保育所用途で貸し付けますので、法人は自ら保育所の建物（所庭の遊具、塀などを含む。）を整備し、保育所の設置認可を受けて、運営を行ってください。

### (1) 保育所の開設条件

#### ア 保育所の開設等

- 法人は、本件市有地に保育所の建物（所庭の遊具、塀などを含む。）を整備したうえで、平成31年4月1日までに設置認可を受けて運営を開始してください。  
なお、整備状況に応じて、大阪市との協議により早期開設が可能です。
- 建築確認、設置認可等、施設の整備及び開設に必要な手続は、法人の負担により適切に実施してください。

#### イ 定員

- 定員は、90人以上（0-2歳児30人以上、3-5歳児50人以上）で、法人が提案してください。

- ・定員構成は、0歳児を3人以上とし、0歳児≤1歳児≤2歳児<3歳児≤4歳児≤5歳児となるように構成してください。

※ 「募集定員」は、全て新規の入所枠として確保することとし、創設に伴い、別に運営する市内の既存保育施設等を廃止する計画がある場合は、廃止する当該保育施設の入所枠分も勘案した定員で応募すること。

#### ウ その他

- ・「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」、建築基準法等関係法令を遵守してください。
- ・定員に対して必要な屋外遊技場は、本件市有地内において確保してください。
- ・予算の範囲内で整備補助金を交付します。  
詳細については、「7 整備にかかる補助」を参照してください。

### (2) 土地の貸付条件

#### ア 指定用途

本件市有地は、(1)に掲げる条件に従って、保育所の用に供する建物及び建物以外の構造物を整備し、これらを所有するためその全部について自ら使用するものとし、他の目的に使用できないものとします。

#### イ 貸付期間

##### (ア) 開設準備期間

整備工事開始日から運営開始日の前日までの間、  
使用貸借契約を締結します。

##### (イ) 運営開始後

運営開始日（平成31年4月）から平成66年（2054年）3月31日までの間、  
事業用定期借地権設定契約を締結します。

本契約については、契約の更新はありません。

なお、本期間には建物の解体撤去工事等の原状回復の期間も含まれます。

#### ウ 賃料

##### (ア) 開設準備期間（使用貸借期間）

無償

##### (イ) 運営開始後（事業用定期借地権設定契約期間）

- ・賃料は、1ヶ月につき、不動産鑑定評価における収益分析法により設定した単価450円に、当該月の属する年（1月分から6月分までについては当該月の属する年の前年）の4月1日の利用児童数（※）を乗じて得た額とします。

（※運営開始日から運営開始日以降最初の6月までの月分においては、法人が提案した定員とします。）

- ・法令及び大阪市財産条例の改正、並びに子ども・子育て支援法附則第6条第1項に定める委託費の改定その他経済情勢の変動により不相当となったときは改定することがあります。

#### エ 契約保証金

- ・事業用定期借地権設定契約を締結するときに、契約保証金として、ウに定める賃料の12ヵ月分を納付していただく必要があります。

## オ 特記事項

### (ア) 既存工作物について

- ・ 保育所整備に際して撤去が必要な現状既存工作物（フェンス・遊具ほか）の撤去は法人が実施するものとし、その費用の一切は法人の負担とします。  
撤去に要する費用に応じてイ記載の賃料を減額することはありません。

### (イ) 北側段差について

- ・ 用地北側に段差があります。詳細は現地で確認してください。

### (ウ) 原状回復について

- ・ 事業用定期借地権設定契約期間満了時または契約を解除されたときは法人の費用をもって原状に回復のうえ本市に返還してください。

## 5. 応募資格

### (1) 社会福祉法人及び学校法人

設置・運営法人としての要件はありません。

※既設法人に限るものとし、新たに法人を設立しての応募はできないものとします。

### (2) 社会福祉法人及び学校法人以外の法人（次のア～カの要件を満たす必要があります。）

ア 法人設立後、事業実績が3年以上ある法人で、かつ、直近3年の会計年度において、保育所を運営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。

イ 保育所を運営するために必要な経済的基礎があること

（保育所の年間事業費の1/2以上に相当する資金を普通預金等により有していること。）

ウ 当該法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者が、社会的信望を有すること

エ 次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当するか、又は（ウ）に該当すること。

（ア） 実務を担当する幹部職員（施設長）が、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

（イ） 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員（施設長）を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

（ウ） 経営者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員（施設長）を含むこと。

オ 保育所を運営する事業に関し、不正又は不誠実な行為をなすおそれがあると認めらるに足りる相当の理由がある者でないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が構成員の中に存在する団体に該当していないこと

## 6. 設置・運営の条件

### (1) 保育所の設置にかかる条件

ア 施設が「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪市条例第 49 号）」、「大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年大阪市条例第 99 号）」及びその他の関係法令に適合した施設であること。

### (2) 保育所の運営にかかる条件等

※詳細は「認可保育所の開設・運営について」を参照してください。

#### ア 開所日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く毎日。（必ず遵守してください。）

#### イ 開所時間

保育標準時間の認定を受けた児童が入所できるように1日11時間以上とし、午前8時30分から午後4時30分を含むこと。

#### ウ 受入年齢

原則、生後6か月から小学校就学前まで。

#### エ 保育内容

- ① 入所児童の健全な育成に最適な保育環境を確保するとともに、厚生労働大臣が定める「保育所保育指針」に従い、その他の関係法令に基づいて保育を実施すること。
- ② 区保健福祉センターの要請に応じて、障がい児保育事業を実施すること。

#### オ 研修の実施

- ① 業務に従事する職員の資質向上を図るため、保育等に関する必要な研修を行うこと
- ② 本市が実施する民間保育所職員を対象とする研修に参加すること。

#### カ 給食

- ① 主食、副食ともに提供すること（完全給食）。また、自園調理し提供すること。
- ② 離乳食やアレルギー食等、配慮を要する児童の対応食など、個々に配慮した「食」の提供を行うこと。

#### キ 保護者費用徴収

- ① 通常、保育に必要となる諸経費については、委託費によって賄われるので、特別保育（延長保育・一時保育・休日保育等）にかかる利用料、委託費に含まれない必要経費を除き、保護者から費用を徴収することはできません。

※委託費に含まれない必要経費とは、3歳以上児の主食代、児童に帰属するもの（制服・個人で使用する保育用品）等であり、徴収する際には、重要事項説明書により保護者に対し用途を明確に示し、承諾を得る必要があります。

- ② 入所（予定）児童の保護者に対して、協力金等の名目による金品の徴収、寄付金の強要等はしないこと。

(4) 社会福祉法人以外の者による設置認可の際に付する条件

社会福祉法人以外の法人に対して保育所の設置認可を行う場合は、次の各号に掲げる条件を付します。

ア 保育所を休止及び廃止する場合は、1年以上前までに本市と協議を終え、利用者の保育の継続の調整を行うこと。

イ 委託費及び補助金の余剰金については、保育所の運営以外の配当等に対して支出してはならない。また、保育所の運営にかかる事務費等について、法人本部会計に繰り入れる場合は、本市と事前に協議すること。

ウ 委託費の土地、建物の賃料や他に運営する保育所等への流用については、資料「子ども・子育て支援法附則第6条の規程による私立保育所に対する委託費の経理等について（平成27年9月3日府子本第254号、雇児発0903第6号通知）」を遵守すること。

エ 児童福祉法第45条第1項（※1）の基準を維持するために、大阪市長が設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。

オ 収支計算書又は損益計算書において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第33条を踏まえ、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。

カ 保育所を経営する事業については、積立金・積立資産明細書を作成すること。

キ 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、オに定める区分ごとに、所定の積立金・積立資産明細書を作成すること。

なお、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、オに定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、及び借入金明細書、及び基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。

ク 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、保育所を経営する事業に係る現況報告書を添付して、市長に対して提出すること。

- ① 前会計年度末における貸借対照表
- ② 前会計年度の収支計算書又は損益計算書
- ③ 保育所を経営する事業に係る前会計年度の資金収支計算書等
- ④ 保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細表

ただし、学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者については、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における所定の積立金・積立資産明細表。

また、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、借入金明細書、基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

ケ 大阪市長は、保育所の運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該保育所に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命じ、さらに当該保育所がその命令に従わないときは、期間を定めて事業の停止を命じることがあり、その際、当該保育所がその命令に従わず他の方法により運営の適正を期しがたいときは、認可の取消しを行うことがあること。

※1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項

都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

## 7. 整備にかかる補助金

施設整備に必要な補助金は、選定された案件が国の保育所等整備交付金又は大阪府の安心こども基金のうち、いずれかの対象事業となった際に本市負担分を加算したうえで本市から事業者へ交付します。なお、下記制度は現時点での案であり変更となる可能性があるため、以下にお示しする補助金額は保障されたものではありません。

### ア 補助対象者

全ての法人が対象です。

### イ 補助対象経費

施設の整備に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費（工事施行のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とします。）及び実施設計費、開設準備に必要な費用及び新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料（敷金を除き、礼金を含む）。ただし、別の補助金等の対象となる費用は除外とします。

なお、次に掲げる費用については対象外とします。

- ・土地の買収又は整地に関する費用
- ・職員の宿舎に要する費用
- ・その他施設整備費として適当と認められない費用

※認可保育所等以外の目的で使用する場所と併せて整備する場合は、面積等により按分します。

### ウ 補助基準額（参考基準額：平成30年度の保育所等整備交付金の例）

補助基準額 = 本体工事費 + 設計料加算 + 開設準備加算

整備定員	本体工事費 (1施設あたり)	設計料加算 (1施設あたり)	開設準備加算 (整備定員1人あたり)
71～100人	129,700千円	6,485千円	15千円

※整備定員は、応募定員ではなく募集定員（90人）が上限となります。

### エ 補助率

補助金交付額は、「総事業費から収入を差引いた額」と「補助対象経費」のうち低額の方に国負担率（H29年度実績2/3）を乗じた額と、上記ウに基づき算定した補助基準額を比較し少ない方の額を補助基本額とし、これに本市負担率（H29年度実績：補助基本額の1/8）を加算して得た額（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とします。

例) 90人以上募集 補助基本額137,535千円×本市負担分加算=154,726千円(補助金交付額)



## オ その他

- ・工事業者は大阪市入札参加資格業者より入札で決定する必要があります。
- ・実施設計、工事契約は、補助金の交付決定後になります。
- ・国から市への交付決定（内示）時期にもよりますが、市からの補助金交付決定の時期が平成30年4月以降の見込みであり、その場合、工事着手が平成30年6月頃以降の予定となりますので、それを考慮のうえ整備計画を策定してください。
- ・補助金の交付は応募定員でなく、募集定員による補助基準額が上限となります。
- ・保育施設等を廃止した場合や備品を処分した場合は、運営した期間に応じて補助金の返還が生じることがあります。

## 8. 欠格事項

次の各号のいずれかに該当する法人は、選考を受けることができません。

- (1) 応募者が地方自治法施行令第167条の4の規定に該当すると認められるとき
- (2) 大阪市契約関係暴力団等排除措置要綱別表各号に掲げる次のいずれかに該当すると認められるとき
  - ① 応募者又はその役員等が、暴力団員であると認められるとき
  - ② 応募者又はその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき
  - ③ 応募者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき
  - ④ 応募者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と飲食や旅行を共にするなど、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
  - ⑤ 応募者又はその役員等が、下請契約、資材、原材料の購入契約又はそのほかの契約に当たり、その契約相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、上記①から④に該当する者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき

## 9. 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、法人選定の対象から除外します。

- ① 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 提出書類の記載内容に齟齬があった場合
- ④ この要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ⑤ その他不正行為があった場合

## 10. 応募手続き

### (1) 募集要項の配布

#### ① 配布期間

平成29年9月11日（月）から平成29年10月20日（金）まで

の午前9時から午後5時30分まで

（ただし、土曜日・日曜日・祝日等市役所閉庁日は除く）

② 配布場所

大阪市役所2階 大阪市こども青少年局保育施策部保育企画課 窓口

大阪市北区中之島1-3-20 2階北東側

※募集要項及び応募様式は大阪市こども青少年局ホームページでもダウンロード  
できます。

(2) 応募相談について

次の期間中、募集に関する応募相談を受け付けます。なお、事前予約をお願いします。

【応募相談の申し込みについて（予約制）】

応募相談は、前日までに必ず電話で予約をしていただき、ご相談内容、人数、日時などをお伝えください。なお、応募事業者へ確認する内容もありますので、コンサルタントの方のみでの来庁はご遠慮ください。予約状況により、希望の日時に対応ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【応募相談期間】

平成29年9月11日（月）から平成29年10月20日（金）まで

10時、11時、14時、15時、16時 の5区分で各1時間以内

【相談できる内容】

- ・設備基準を満たす施設であるか否かの確認
- ・保育制度の内容説明
- ・応募可能な法人であるか否かの確認
- ・提出書類に関すること

【ご相談問い合わせ先・事前相談場所】

大阪市北区中之島1-3-20 2階北東側

大阪市役所 こども青少年局保育施策部 保育企画課

電話 06-6208-8126

(3) 現地見学について

下記のとおり、敷地内で現地見学を行っていただくことができます。

平成29年9月19日（火） ①午前10時から12時まで  
②午後 2時から 5時まで

【留意事項】

- ・見学を希望される場合は、あらかじめ、こども青少年局保育企画課までお電話をお願いします。（電話06-6208-8126）
- ・見学に際しては、近隣に配慮の上で見学をお願いします。
- ・駐車スペース等はありませんので、必ず公共交通機関等でお越しいただき、周辺道路等への無断駐車等は厳に慎んでください。

#### (4) 応募にかかる事前登録

##### ア 事前登録

応募する場合は所定の申込書（様式第1号）に必要事項を記載し、添付書類を添えて、事前登録を行ってください。

なお、事前登録とあわせて応募書類をご提出していただくこともできます。

##### イ 事前登録受付期間

平成29年9月19日（火）から平成29年10月20日（金）まで

（ただし、土曜日・日曜日・祝日等市役所閉庁日は除く）

午前9時から正午まで、及び午後1時30分から午後5時30分まで

事前登録の書類は原則持参としますが、送付による場合は書留に限ることとし、受付期間最終日の午後5時30分までに保育企画課担当者必着とします。

##### ウ 受付場所

大阪市北区中之島1-3-20 2階北東側

大阪市役所 こども青少年局保育施策部 保育企画課

##### エ 事前登録書類（1部）

① 事前登録申込書 様式第1号

② 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び印鑑登録証明書

※いずれも原本かつ発行後3か月以内のものが必要

③ 誓約書（様式第2号）

④ 事前登録チェック表（様式第3号）

⑤ 整備工事スケジュール表（様式については任意）

工事入札、工事契約、工事着工、事業開始時期等が記載されたもの。

※なお、工事着工は平成30年6月以降で計画してください。

#### (5) 応募書類の受付期間

平成29年9月19日（火）から平成29年10月20日（金）まで

（ただし、土曜日・日曜日・祝日等市役所閉庁日は除く）

午前9時から正午まで、及び午後1時30分から午後5時30分まで

※応募書類の提出は持参のみの受付とし、郵送等による受け付けは行いません。なお、書類持参時に提出書類が揃っているか確認を行います。確認に時間を要する場合がありますので、必ず事前に予約をお願いいたします。

※応募期間中の書類差替えは可能としますが、応募期間終了後は、本市から指示した事項を除き、原則、書類差替え等はいえませんが、

#### (6) 応募書類にかかる留意事項

応募書類は、正本1部、写し6部の計7部必要です。提出書類一覧表（チェック表）等を参照のうえ、必要書類を提出してください。

応募書類は、提出書類一覧表（チェック表）の提出書類番号ごとにインデックスを

付け、通し番号でページ番号を付与したうえで、1部ずつ A4ファイルに穴を開けて綴じてください。

応募書類の詳細は、提出書類一覧表（チェック表）にて確認し、提出前にチェックを行ってください。

なお、提出書類一覧表（チェック表）は、提出時のチェック作業にも使用しますので、他の書類と併せて提出してください。

- 必要に応じて、応募書類提出後に追加書類の提出を求める場合があります。
- 提出書類は、様式の定めがある場合を除き、原則として、日本語、A4縦型（図面も含めて）、横書きで作成すること。
- 応募書類は返却しません。
- 応募提案については、選定終了後に情報公開請求などがあった場合は、公開する場合があります。

## 11. 法人の選定

### （1）法人の選定について

- ① 法人の審査は、外部有識者で構成する審査会により行います。
- ② 応募法人は、書類及びヒアリングによって総合的に審査します。
- ③ 応募法人が1法人の場合、法人としての適格性を審査します。
- ④ 審査にあたっては審査基準に基づき行います。
- ⑤ 法人は審査会の評価及び審査意見を踏まえて、本市が決定します。

### （2）審査会及び選定方法について

#### ① 審査会におけるヒアリング

審査におけるヒアリングへは、応募法人の代表者（又は、事業責任者）及び保育所の施設長予定者の出席が必要となります。（応募法人職員及び採用予定者しか出席できません。）

#### ② 審査会におけるヒアリングの日程について

平成29年11月上旬以降に実施します。応募申請後、日程が確定次第、応募法人代表者宛てに通知します。なお、ヒアリングに出席できない場合は、審査対象から除外としますので、あらかじめご了承ください。

- ③ 審査会において「法人の概要」、「事業計画」、「整備計画」の3項目の合計点数において60%以上獲得し、かつ、3項目全てにおいて50%の点数を獲得した法人を選考の対象とします。

- ④ 採点の結果、最上位の者を法人として選定します。

### (3) 審査項目

	審査内容（概要）	配点
事業者の概要	①運営理念について ②事業者の役員構成又は、法人事業部等の組織体制について ③代表者・事業責任者について ④良好な運営確保についての方法及び考え方について ⑤財政基盤・財務状況について ⑥規程整備について	3割程度
事業計画	①施設運営に係る収支予算計画について ②運営方針について ③施設長予定者及びその運用方法について ④職員配置計画について ⑤職員研修・人材育成に関する考えについて ⑥保育課程（教育・保育に関する全体計画について）等について ⑦給食について ⑧通常時及び非常時の安全管理について ⑨こどもの虐待防止の取組について ⑩苦情処理の取組について	5割程度
整備計画	①施設整備に係る資金計画について ②認可基準に関わる設備について ③認可基準外の設備等について ④屋外遊戯場（園庭）について	2割程度
合計		100点

#### 12. 応募費用について

応募にかかる一切の費用は、応募法人の負担とします。

#### 13. 法人の選定結果について

選定結果は、応募法人に通知するとともに、大阪市ホームページ上で公表します。

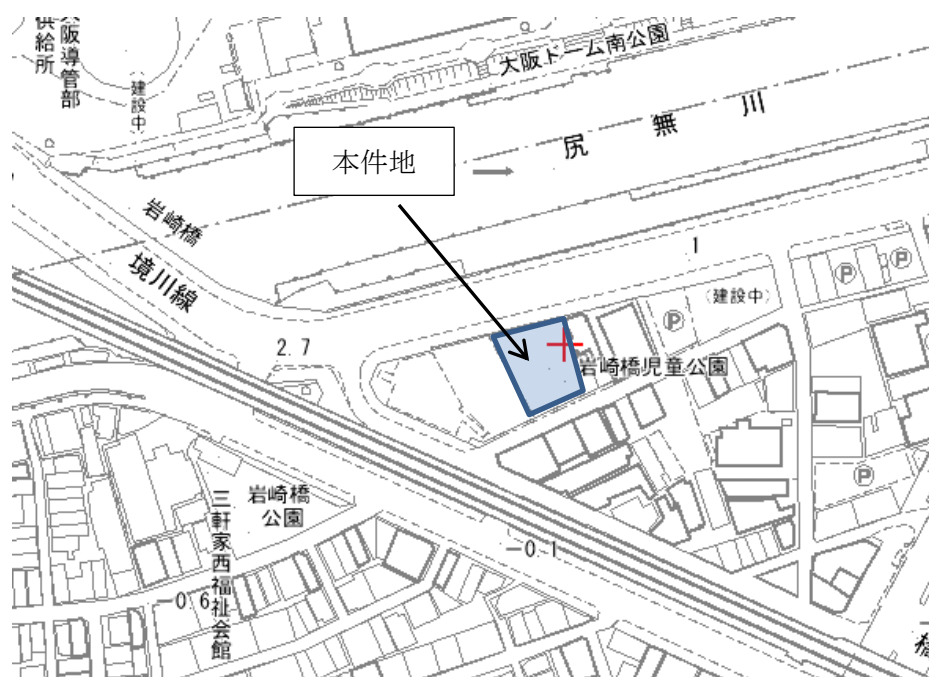
なお、選定された法人の法人名のみ公表し、選定されなかった法人の法人名は掲載しません。

#### 14. 法人選定までのスケジュール

内 容	日 程
募集開始	平成29年 9月11日（月）
応募相談期間	応募受付期間最終日まで
現地見学	平成29年 9月19日（火）
事前登録受付期間	平成29年 9月19日（火） ～ 平成29年10月20日（金）
応募書類受付期間	平成29年 9月19日（火） ～ 平成29年10月20日（金）
審査会開催期間	平成29年11月上旬～中旬
審査結果の公表	平成29年11月下旬（予定）

#### 15. (参考) 位置図

所 在 大正区三軒家西1丁目95番2内



#### 特記事項

- 現況は、現地見学（9ページ参照）においてご確認ください。

◆現地見学：平成29年9月19日（火）①午前10時から12時まで  
②午後 2時から 5時まで

送信先 FAX 06-6202-6963  
大阪市こども青少年局 保育施策部 保育企画課（保育特別対策）あて

**質問票** 大阪市保育施設等設置・運営法人（市有地活用 大正区三軒家西）募集

送信年月日	平成	年	月	日	時
法人名					
担当者名					
連絡先	電話				
	FAX				

質 問 内 容

★質問にあたっての注意事項

個別案件の内容については別途、応募相談をお申込みください。

質問に対する回答につきまして、原則、個別には行いません。同種の質問と合わせて、大阪市ホームページ上でお答えします。

FAXによる質問の受付は、ホームページ掲載の都合上、平成29年10月13日（金）までとします。なお、お電話や来庁されてのご質問は応募書類受付締切日まで受付します。

平成29年9月 発行

大阪市こども青少年局保育施策部保育企画課 作成

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

TEL 06-6208-8126

FAX 06-6202-6963